

## 令和元年第4回区議会定例会提出議案

### 第1 条例

#### 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

下記(3)の法律により地方公務員法が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人の規定が削除されたこと等に伴う規定の整備を行うため、次の4条例を一括して改正する。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 職員の旅費に関する条例

エ 幼稚園教育職員の給与に関する条例

##### (2) 施行期日

令和元年12月14日（(1)イの一部は、令和2年4月1日）

##### (3) 参考

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）

公布 令和元年6月14日 施行 令和元年12月14日

#### 2 目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

目黒区心身障害者センターにおいて、新たに医療的ケア児及び重症心身障害児のための障害児通所支援を実施するに当たり、設置施設の変更、利用対象者、使用料等に係る必要な規定の整備を行う。

##### (2) 施行期日

令和2年7月1日

#### 3 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、目黒区災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

##### (2) 施行期日

公布の日

##### (3) 参考

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）

公布 令和元年6月7日 施行 令和元年8月1日

4 目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

借上げの期間が満了することに伴い、区民住宅を廃止する。

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立柿の木坂森戸マンション	東京都目黒区柿の木坂一丁目32番15号	一般用住宅	借上げ

(2) 施行期日

令和2年1月1日

5 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

次の保育所を廃止する。

名称	位置
目黒区立東山保育園	東京都目黒区東山二丁目10番17号
目黒区立中目黒駅前保育園	東京都目黒区上目黒一丁目26番1号
目黒区立目黒保育園	東京都目黒区目黒一丁目7番16号

(2) 施行期日

ア 規則で定める日（目黒区立東山保育園の廃止）

イ 令和2年4月1日（目黒区立中目黒駅前保育園及び目黒区立目黒保育園の廃止）

6 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の給料等の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条）

(ア) 期末手当の増額（単位：月）

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.60	<u>1.65</u>
12月	1.60	<u>1.70</u>
計	3.45	<u>3.60</u>

(イ) 給料の額の減額

職名	現行	改正後
区長	1,061,000円	<u>1,055,000円</u>
副区長	849,000円	<u>844,000円</u>

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

(7) 期末手当の増額 (単位：月)

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.55	<u>1.65</u>
12月	1.60	<u>1.65</u>
計	3.40	<u>3.55</u>

(イ) 議員報酬の額の減額

職名	現行	改正後
議長	907,000円	<u>902,000円</u>
副議長	794,000円	<u>789,000円</u>
委員長	659,000円	<u>655,000円</u>
副委員長	629,000円	<u>625,000円</u>
議員	599,000円	<u>596,000円</u>

ウ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条）

・給料の額の減額

職名	現行	改正後
教育長	743,000円	<u>738,000円</u>

エ 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

・給料等の額の減額

区分			現行	改正後
識見を有する者	常勤	代表監査委員	632,000円	<u>628,000円</u>
		その他の監査委員	612,000円	<u>608,000円</u>
	非常勤	代表監査委員	333,000円	<u>331,000円</u>
		その他の監査委員	313,000円	<u>311,000円</u>
議員選出の監査委員			195,000円	<u>193,000円</u>

オ 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条）

・報酬の額の減額

職名	現行	改正後
教育委員会委員	227,000円	<u>226,000円</u>
選挙管理委員会委員	227,000円	<u>226,000円</u>

(2) 施行期日

令和2年1月1日

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 給料表の改定

公民較差(△2, 235円、△0.58%)を是正するため、改定する。

イ 勤勉手当の増額

(7) 令和元年12月支給分

・一般職員 (単位：月)

	12月		増額
	現行	改正後	
一般	0.95	<u>1.10</u>	0.15
管理職	1.15	<u>1.30</u>	0.15

・再任用職員 (単位：月)

	12月		増額
	現行	改正後	
一般	0.45	<u>0.55</u>	0.10
管理職	0.55	<u>0.65</u>	0.10

(i) 令和2年度以降

・一般職員 (単位：月)

	6月		12月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	
一般	0.95	<u>1.025</u>	0.95	<u>1.025</u>	0.15
管理職	1.15	<u>1.225</u>	1.15	<u>1.225</u>	0.15

・再任用職員 (単位：月)

	6月		12月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	
一般	0.45	<u>0.50</u>	0.45	<u>0.50</u>	0.10
管理職	0.55	<u>0.60</u>	0.55	<u>0.60</u>	0.10

ウ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

令和2年1月1日から同年3月31日までの間に定年等により退職する者の退職手当

の基本額に係る経過措置を定める。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 令和2年1月1日

イ 上記(1)イ(ア)及びウ 公布の日(イ(ア)は、令和元年12月1日から適用)

ウ 上記(1)イ(イ) 令和2年4月1日

第2 指定管理者の指定

1 目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区立田道在宅ケア多機能センター

(2) 指定する団体

特定非営利活動法人ほっとステーション

(3) 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206